

第6章 日常生活の支援

補装具の交付・修理・借受け

身 難

【担当窓口 障害福祉課】

身体の不自由なところを補い、日常生活や職場での作業を容易にするために、補装具の購入・修理・借受けのための費用を支給します（難病も含む）。購入する前に、あらかじめご相談ください。また、入院中は交付の対象にならない場合があります。

障害区分	補装具の種類
視覚障害	義眼、眼鏡、盲人安全つえ
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ（T字状・棒状つえを除く）、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置 【18歳未満のみ】座位保持いす、排便補助具、起立保持具、頭部保持具など

※支給にあたっては、埼玉県総合リハビリテーションセンターの判定（18歳未満の場合は、指定医師、指定自立支援医療機関または埼玉県総合リハビリテーションセンター等の意見書）が必要となる場合があります。

【申請に必要なもの】

- (1) 障害者手帳 (2) 申請書 (3) 医師の意見書等（所定のもの） (4) 見積書（業者から取り寄せたもの）

※医師の意見書等については、支給種目により異なりますので、あらかじめご相談ください。

【費用負担】

1割負担。ただし、障害者および配偶者（18歳未満の場合は「世帯」）の市民税額などに応じて、自己負担上限額までの支払いとなります。（市民税が非課税の世帯は費用負担がありません。）なお、市民税（所得割）の課税額が46万円以上の場合は支給の対象となりません。

【注意事項】

介護保険や労災保険においても、補装具の交付が受けられる場合がありますので、適用されるかたについては、そちらを優先して利用していただきます。また、治療用装具として医師に認められた場合は、健康保険が適用されます。

詳しくは、介護保険課や労働基準監督署または加入されている健康保険組合へお問い合わせください。なお、支給種目などについては、障害者総合支援法と異なりますので、補装具支給比較表（115ページ）をご覧ください。

日常生活用具の給付(地域生活支援事業)

身 知 精 難

【担当窓口 障害福祉課】

障害者(児)・難病のかたの日常生活を容易にするために、日常生活用具の給付を行っています。
購入する前に、あらかじめご相談ください。

日常生活用具の「給付」の種目は、日常生活用具種目表(116ページ)をご覧ください。

【申請に必要なもの】

(1) 障害者手帳 (2) 申請書 (3) 見積書(業者から取り寄せたもの)

【費用負担】

1割負担。ただし、障害者および配偶者(18歳未満の場合は「世帯」)の市民税額などに応じて、自己負担上限額までの支払いとなります。(市民税が非課税の世帯は費用負担がありません。)なお、市民税(所得割)の課税額が46万円以上の場合は給付の対象となりません。

川口市難聴児補聴器購入費助成

身

【担当窓口 障害福祉課】

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費・修理費用の一部を助成します。

購入する前に、あらかじめご相談ください。

【対象】 次の要件を全て満たす18歳未満の児童

- (1) 川口市内に住所を有する児童
- (2) 身体障害者手帳の交付対象とならず、両耳の聴力レベルが25デシベル以上に達しない児童
- (3) 補聴器の装着により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する児童

【申請に必要なもの】

○購入前

(1) 申請書 (2) 医師の意見書(所定のもの) (3) 見積書(業者から取り寄せたもの)

※過去に交付を受けた補聴器の修理に係る申請等にあつては、意見書を省略可

○購入後

(1) 助成金請求書(口座を指定するための書類) (2) 領収書(業者から取り寄せたもの)

【助成金の額】

下表に定める基準額を上限として3分の2(100円未満切捨て)を助成。(補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号)4の六に定めるものにあつては、下表に定める基準価格の100分の110に相当する額とを比較して、少ない方の額とする。)ただし、世帯内で最多市民税課税者の市民税(所得割)が46万円以上の場合は支給の対象となりません。

補聴器の種類	1台当たりの 基準価格（円）	基準価格に含まれるもの	耐用 年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	50,600 円	①補聴器本体（電池を含む。） ②イヤーマールド （注）イヤーマールドを必要としない場合は、基準価格から9,000円を除く。	
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900 円		
高度難聴用ポケット型	50,600 円		
高度難聴用耳かけ型	52,900 円		
重度難聴用ポケット型	64,800 円		
重度難聴用耳かけ型	76,300 円		
耳あな型（レディメイド）	96,000 円		
耳あな型（オーダーメイド）	137,000 円	補聴器本体（電池を含む。）	
骨導式ポケット型	70,100 円	①補聴器本体（電池を含む。） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200 円	① 補聴器本体（電池を含む。） ② 平面レンズ （注）平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を除く。 （注）気導式補聴器（ポケット型、耳かけ型、耳あな型）、骨導式補聴器のいずれにおいても補聴効果が期待できず、軟骨伝導式補聴器において補聴効果が認められる場合には、軟骨伝導式補聴器を骨導式眼鏡型とみなして選定することができる。	原則 5年
FM型補聴器（デジタル無線方式のものを含む。）を必要とする場合は、基準価格の範囲内で必要な額を加算することができる。		① 受信機 92,000 円 ② ワイヤレスマイク（充電電池を含む。） 128,000 円 ③ オーディオシュー5,000 円 （注）ワイヤレスマイクは1台のみ。	
補聴器の修理		補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に定める補聴器の修理部位に係る価格	

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

難

【担当窓口 障害福祉課】

小児慢性特定疾病医療費助成制度の認定を受けた児童等のうち、日常生活に著しく支障のある児童等に対し、日常生活用具を給付しています。購入費に対する支給ですので、修理費は対象となりません。購入する前に、あらかじめご相談ください。

【対象】 次の要件を全て満たす児童等

- (1) 川口市に住民登録されている児童等
- (2) 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの児童等
- (3) 児童福祉法、障害者総合支援法の施策の対象とならない児童等
- (4) 在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具給付を必要とする児童等

【申請に必要なもの】

- (1) 申請書
- (2) 小児慢性特定疾病医療受給者証
- (3) 見積書（業者から取り寄せたもの）

【費用負担】

扶養義務者の市民税額に応じて、一部自己負担があります。なお、市民税（所得割）の課税額が一定以上の場合は支給の対象となりません。

【日常生活用具の種目】

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）	4,900円	8
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	21,560円	5
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320円	8
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	169,400円	8
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	66,000円	8

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	99,000円	8
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	73,700円	5
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,500円	5
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	電動以外 77,440円	5
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,380円	3
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	62,040円	5
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	22,000円	1
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	年額 41,580円	1
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	39,600円	5
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	173,250円	5
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	年額 113,520円	1
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	年額 149,160円	1
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	年額 128,700円	1

介護保険制度

身 知 精 難

【担当窓口 介護保険課】

介護保険制度は、寝たきりや認知症などにより、常に介護を必要とする状態（要介護状態）や、常時の介護までは必要としないが、家事や入浴、着替えなどの日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になった時に、保険給付として介護サービスが利用できる制度です。

サービスを利用する時は、要介護・要支援認定が必要となり、「認定」を受けてから利用することになります。

【対象者】

- ・ 65歳以上のかたのうち、日常生活において、介護や支援が必要と認められたかた
- ・ 40歳～64歳で医療保険に加入しているかたで、加齢が原因とされる次の16種類の「特定疾病」により、介護や支援が必要と認められたかた

【特定疾病】

1	がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
2	関節リウマチ
3	筋萎縮性側索硬化症（ALS）
4	後縦靭帯骨化症
5	骨折を伴う骨粗しょう症
6	初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症など）
7	進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
8	脊髄小脳変性症
9	脊柱管狭窄症
10	早老症（ウェルナー症候群など）
11	多系統萎縮症（シャイ・ドレーガー症候群など）
12	糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13	脳血管疾患（脳出血、脳梗塞など）
14	閉塞性動脈硬化症
15	慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎）
16	両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

【介護サービス】

介護サービスには、在宅サービスと施設サービスがあります。詳しくは、地区担当の地域包括支援センター（51・52ページ参照）へお問い合わせください。



川口市



地域包括支援センター



① 中央地域包括支援センター

幸町1-5-17
川口みちのくビル2階
☎048-258-1750

② 横曽根地域包括支援センター

西川口6-7-4
☎048-250-4311

③ 西地域包括支援センター

川口6-5-14
高齢者在宅サービスセンター2階
☎048-240-6677

④ 青木地域包括支援センター

青木3-3-1
青木会館2階
☎048-252-1314

⑤ 上青木地域包括支援センター

上青木1-10-21
☎048-240-1557

⑥ 前川地域包括支援センター

前川3-4-5
☎048-485-8118

⑦ 南平地域包括支援センター

末広2-15-19
☎048-225-5888

⑧ 南平みなみ地域包括支援センター

領家1-24-17
☎048-226-6615

⑨ 新郷地域包括支援センター

大字赤井1055
サンテピア1階
☎048-286-7631

⑩ 新郷東地域包括支援センター

大字峯901
☎048-229-2515

⑪ 神根地域包括支援センター

大字道合1421
神根福祉センター1階
☎048-297-2777

⑫ 神根東地域包括支援センター

大字石神1560-1
紫水苑1階
☎048-298-3822

⑬ 芝地域包括支援センター

芝中田2-31-8
☎048-267-2340

⑭ 芝伊刈地域包括支援センター

大字伊刈20
芝福祉センター1階
☎048-264-7040

⑮ 芝西地域包括支援センター

芝富士1-9-25
エンゼルヘルプ川口1階
☎048-263-0120

⑯ 安行地域包括支援センター

大字安行藤八501
☎048-290-2300

⑰ 戸塚地域包括支援センター

東川口4-2-6
☎048-291-0037

⑱ 戸塚西地域包括支援センター

戸塚2-27-18
☎048-498-2580


⑲ 鳩ヶ谷東部地域包括支援センター

桜町6-4-5
鳩ヶ谷福祉センター1階
☎048-284-1250

⑳ 鳩ヶ谷西部地域包括支援センター

大字辻958
ベルホーム1階
☎048-280-5222

住所別担当地域包括支援センター一覧

	住 所	担当包括		住 所	担当包括		住 所	担当包括		
ア	青木1～5丁目	青木	サ	在家町	神根	ハ	榛松1～3丁目	新郷東		
	赤井1～4丁目	新郷		幸町1～3丁目	中央		大字榛松	新郷東		
	大字赤井	新郷		栄町1～3丁目	中央		大字蓮沼	新郷		
	大字赤芝新田	神根東		坂下町1～4丁目	鳩ヶ谷東部		八幡木1～3丁目	鳩ヶ谷東部		
	大字赤山	神根東		桜町1～6丁目	鳩ヶ谷東部		鳩ヶ谷本町1～4丁目	鳩ヶ谷東部		
	朝日1～6丁目	南平		差間1～3丁目	戸塚西		鳩ヶ谷緑町1～2丁目	鳩ヶ谷西部		
	大字新井宿	神根東		大字差間	戸塚西		原町	西		
	新井町	南平		大字里	鳩ヶ谷西部		ヒ	大字東内野	神根	
	荒川町	西		シ	芝1～5丁目			芝	大字東貝塚	新郷東
	大字安行	安行			大字芝			芝西	東川口1～6丁目	戸塚
	大字安行北谷	安行	芝下1～3丁目		芝	東本郷1～2丁目		新郷		
	大字安行吉蔵	安行	芝新町		芝	大字東本郷		新郷		
	大字安行小山	安行	芝園町		芝西	東領家1～5丁目	南平みなみ			
	大字安行慈林	安行	芝高木1～2丁目		芝伊刈	フ	舟戸町	中央		
	大字安行藤八	安行	芝塚原1～2丁目		芝西		ホ	本町1～4丁目	中央	
	安行出羽1～5丁目	安行	芝中田1～2丁目		芝			本蓮1～4丁目	新郷	
	大字安行西立野	安行	芝西1～2丁目		芝西	本前川1～3丁目		前川		
	大字安行原	安行	芝東町		芝伊刈	マ	前上町	前川		
	大字安行吉岡	安行	芝樋ノ爪1～2丁目	芝	前川1～4丁目		前川			
	大字安行領家	安行	芝富士1～2丁目	芝西	前川町4丁目		前川			
大字安行領在家	神根	芝宮根町	芝伊刈	大字前田	鳩ヶ谷西部					
大字安行領根岸	神根	ス	末広1～3丁目	南平	大字前野宿		新郷東			
イ	飯塚1～4丁目		西	チ	長蔵1～3丁目	戸塚	ミ	大字道合	神根	
	飯原町		西		大字長蔵新田	戸塚		三ツ和1～3丁目	鳩ヶ谷東部	
	大字伊刈	芝伊刈	ツ	大字辻	鳩ヶ谷西部	緑町		横曽根		
	大字石神	神根東		ト	大字藤兵衛新田	戸塚		南町1～2丁目	横曽根	
エ	江戸1～3丁目	新郷	戸塚1～6丁目		戸塚西	南鳩ヶ谷1～8丁目		鳩ヶ谷西部		
	江戸袋1～2丁目	新郷	戸塚境町		戸塚	南前川1～2丁目		前川		
オ	大字大竹	新郷東	戸塚鉄町		戸塚	大字峯		新郷東		
	カ	金山町	中央		戸塚東1～4丁目	戸塚		宮町	横曽根	
		上青木1～6丁目	上青木	戸塚南1～5丁目	戸塚西	モ		元郷1～6丁目	南平みなみ	
		上青木西1～5丁目	上青木	ナ	中青木1～5丁目			青木	ヤ	柳崎1～5丁目
		川口1丁目	中央		仲町		横曽根	柳根町		芝伊刈
川口2～6丁目	西	並木1～4丁目	横曽根		弥平1～4丁目	南平				
キ	大字木曾呂	神根	並木元町		横曽根	リ	領家1～5丁目	南平みなみ		
	北園町	芝伊刈	ニ		大字新堀		新郷東			
	北原台1～3丁目	戸塚西		新堀町	新郷東					
	大字久左衛門新田	戸塚		西青木1～5丁目	青木					
大字行衛	戸塚西	大字西新井宿		神根東						
ケ	大字源左衛門新田	神根東		西川口1～6丁目	横曽根					
コ	大字神戸	神根東	大字西立野	戸塚西						
	大字小谷場	芝西								

【令和6年4月1日現在】

訪問入浴サービス事業



【担当窓口 障害福祉課】

家庭において入浴が困難な重度の障害者に対して、家庭に巡回入浴車で訪問し、入浴のサービスを行います。 ※ 介護保険該当者は利用できません。

【対象者】

肢体不自由に関わる1級または2級の身体障害者手帳をお持ちのかたのうち、次の要件を満たすかた。

- (1) 寝たきりの状態にあること
- (2) 医師の診断に基づき入浴が可能なこと
- (3) 入浴時に、家族の付き添いが受けられること

【入浴の回数】原則として一人月5回（6～9月は8回）

【費用負担】無料

緊急通報システム事業



【担当窓口 障害福祉課】

急病や災害時に迅速かつ適切な対応をするために、緊急通報装置の貸与を行います。

【対象者】

65歳未満の緊急通報が困難な身体状況にある重度身体障害者（身体障害者手帳の等級が1級または2級）であり、以下のいずれかの要件を満たすかた。

- (1) ひとり暮らしの重度身体障害者
- (2) 同居者が就労や身体状況により日中援助できない世帯に属するかた

紙おむつ支給事業



【担当窓口 障害福祉課】

在宅の障害者で、常時紙おむつを使用しているかたに月1回支給します。

【対象者】

市内に住所があり、18歳以上概ね65歳未満で、身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けており、寝たきりの状態にあるかた。（ただし特別養護老人ホーム、障害者施設、介護老人福祉施設に入所されているかたは対象外となります。）

【支給品目】

- (1) パンツタイプ
- (2) テープタイプ
- (3) 尿取りパッド
- (4) 平おむつ
- (5) パンツタイプと尿取りパッドセット
- (6) テープタイプと尿取りパッドセット

※紙おむつのサイズおよび特徴、配送枚数は各メーカーによって異なります。

【費用負担】 1か月 1,300円

ふれあい収集

身 知 精 難

【担当窓口 収集業務課】

川口市では、高齢者および障害のあるかたの生活支援を目的として、家庭ごみを近所の集積所に運び出すことが困難な世帯を対象に、戸別収集を週1回実施するとともに、対象者の安否確認を行う「ふれあい収集」を行っております。

【概要】

ごみを収集日の午前8時30分までに、自宅の玄関前に出していただき、玄関前まで収集に伺います。また、ご希望のかたには、収集時に玄関先にて安否確認などを行います。

※ 家の中まで入って収集することはできません。

※ 対象となるごみは、一般ごみ・有害ごみ・乾電池・資源物です。（粗大ごみは対象となりません。）

【対象者】

本人、親族、近隣者により近所の集積所まで家庭ごみを排出することが困難で、次のいずれかに該当する世帯。

- (1) 65歳以上で、介護保険制度の認定が要介護度1以上の単身者
- (2) 障害者手帳を所持している単身者（但し、聴覚障害のみである者を除く。）
- (3) その他、市長が認める者

※事前に申請が必要となりますので、詳しくは収集業務課へお問い合わせください。

川口市障害者就労支援センター

身 知 精 難

ハローワークをはじめ関係機関と連携し、障害者の受け入れ事業所を広げるための活動をしています。また、市内の障害者施設と協力し、就労へ向けてさまざまな取り組みを行っています。

【相談内容】

例えば、「仕事をさがしているけどうまくいかない」

「職場のことで悩んでいる」

「障害者の雇用をしたいけれど・・・」

というかた、お手伝いします。

【相談時間】

午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

【窓口】

NPO法人かわぐち健康福祉サービス振興会…〒332-0035 川口市西青木5-2-43

（電話）048-259-3976 （FAX）048-240-1788

障害者相談支援事業

身 知 精 難

地域で生活する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）、難病のあるかた、そのご家族や関係機関のみなさんからの相談に応じて、必要な情報の提供や助言を行うことで、自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的・継続的に支援する事業です。

※ 詳しくは下記にお問い合わせください。

事業所名・所在地	連絡先
川口市障害者相談支援センター「わかゆり」 川口市赤井 1 2 2 7	(電話) 048-284-7122 (FAX) 048-287-3744
川口市障害者相談支援センター「きらり」 川口市八幡木 1-19-5 2階	(電話) 048-287-1210 (FAX) 048-287-5020
川口市障害者相談支援センター「グリーンハウス」 川口市安行慈林 995-10 メゾンツチャ 1階	(電話) 048-286-4112 (FAX) 048-287-3316
川口市障害者相談支援センター「みぬま」 川口市木曾呂 1 3 7 4	(電話) 048-290-7371 (FAX) 048-294-4458
川口市障害者相談支援センター「社協」 川口市青木 3-3-1 青木会館内	(電話) 048-259-0230 (FAX) 048-259-0323
川口市障害者相談支援センター「いまむら」 川口市幸町 1-5-17 川口みちのくビル 2階	(電話) 048-299-5063 (FAX) 048-258-1752
川口市障害者相談支援センター「めだか」 川口市戸塚 3-37-11 2階	(電話) 048-229-7835 (FAX) 048-229-7837
川口市障害者相談支援センター「ひふみ」 川口市元郷 1-3-19	(電話) 048-227-1236 (FAX) 048-227-1237
川口市障害者相談支援センター「ひなぎく」 川口市芝西 2-31-15 ウエストサイド 1階	(電話) 048-485-1540 (FAX) 048-485-1680
川口市障害者相談支援センター「ほっと」 川口市西川口 2-11-5	(電話) 048-290-8773 (FAX) 048-290-8774

みまもりキット

身 知 精

緊急時における障害者や高齢者などの安全・安心を確保することを目的に、連絡先や医療の情報などを専用のビニール袋に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておき、万一のときに備えるものです。

【対象者】 市内にお住まいの以下にあてはまるかたで配布を希望されるかた。

- (1) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた
- (2) 生活上または健康上不安を抱えるかたなど
- (3) 65歳以上のひとり暮らしの高齢者または、高齢者のみの世帯

【申請方法】 下記配布窓口で申請書の提出をしてください。

【配布窓口】

対象者(1)・(2)障害福祉課・各障害者相談支援センター

対象者(3)各地域包括支援センター・長寿支援課

川口市障害者虐待防止センター

身 知 精 難

平成24年10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行されました。川口市では、障害福祉課内に川口市障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待に関する相談や通報の受理、助言や指導、障害者虐待防止に関わる広報、普及啓発を行ってまいります。

【法律の目的】

障害者虐待防止法は、障害のある方々の権利を擁護するとともに、保護及び自立への支援、養護者の負担軽減や支援を目的としています。また、障害者虐待の予防や早期発見に努め、虐待を発見した場合には相談や通報する責務があることを定めています。

【障害者虐待の種類】

障害者虐待の種類	具体的な内容
身体的虐待	身体に外傷が生じ、暴行を加え、身体を拘束すること。
性的虐待	わいせつな行為をすること、わいせつな行為をさせること。
心理的虐待	著しい暴言、拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動を与えること。
放棄・放任(ネグレクト)	衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護を怠ること。
経済的虐待	財産を不当に処分すること、財産上の利益を得ること。

【相談・通報窓口】

川口市障害者虐待防止センター(障害福祉課内)

相談専用電話：048-259-7926(直通) (FAX) 048-259-7943

埼玉県虐待通報ダイヤル：#7171 ※つながらない場合は 048-762-7533

【夜間及び休日の相談・通報】

埼玉県虐待通報ダイヤル：#7171 ※つながらない場合は 048-762-7533

川口市役所：048-258-1110(代表)

避難行動要支援者登録制度

身 知 精 難

災害時、特に支援が必要な高齢者や障害者、要介護認定者などの情報(身体状況や緊急連絡先など)を登録し地域の関係機関へ提供することに同意したかたを、実際に災害が起きたときに避難誘導や安否確認が速やかにできるよう、行政と地域の関係機関が日頃から登録情報を共有する制度です。

【対象者】

災害時に自力で避難することが困難な市内の在宅者で、下記の区分に当てはまるかただけで生活しているかた

区 分	対 象 者	窓 口
1	下記を除く65歳以上の高齢者	長寿支援課
2	次の障害者手帳をお持ちのかた ア 身体障害者手帳 1～3級 イ 療育手帳 ㊦、A、B ウ 精神障害者保健福祉手帳 1～2級	障害福祉課
3	要介護3～5の認定を受けているかた	介護保険課
4	指定難病医療受給者証を所持し、日常生活において補助が必要な者	疾病対策課
5	小児慢性特定疾病医療受給者証を所持し、高額治療継続者を除く重症患者認定を受けている者	健康増進課

電話・FAXでの避難情報等配信システム

身

【担当窓口 危機管理課】

視覚や聴覚に障害のあるかた等を対象として、川口市が発令する避難情報を電話やFAXで伝達する「川口市災害緊急情報配信システム」を導入しています。

【利用対象者】

次の1、2いずれかに該当するかたがシステムの利用対象者となります。

1 次の(1)～(3)の条件すべてに該当するかた

- (1) 川口市内に居住している
- (2) 視覚または聴覚にかかる障害による身体障害者手帳を所持している
- (3) 携帯電話やスマートフォン等を保有していないまたは利用できない

2 1の条件には該当しないが、その他特別な事情により本サービスの提供が必要であると市が認めたかた

※2の条件で申し込みをする場合は、ご事情をお伺いしますので事前に危機管理課にご相談をお願いします。

【利用申込方法】

以下の書類を郵送、FAX、メールまたは危機管理課窓口への持参により提出してください。

- 1 川口市災害緊急情報配信システム登録申込書
- 2 身体障害者手帳の障害内容がわかるページの写し（【利用対象者】2の特別な事情により申込むかたは不要です）



(HP) <https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01040/010/7/7/43623.html>

なお、申込書は市ホームページに掲載しているほか、危機管理課窓口にてお渡しします。ホーム

ページからのダウンロードや窓口に来ることが難しい場合は危機管理課にご相談ください。

【利用申込先】

郵 送：〒332-8601

川口市青木2-1-1 川口市役所 危機管理課管理係あて

FAX：048-257-3535

メール：050.05000@city.kawaguchi.saitama.jp

窓口持参：川口市役所第一本庁舎5階 危機管理課の窓口

【注意事項】

- 1 本システムで配信する情報は川口市が発令する避難情報等です。緊急地震速報や気象情報などは配信されないのご承知おきください。
- 2 夜間、早朝の時間帯においても配信します。
- 3 回線の混雑状況等によっては、配信に時間を要することがあります。
- 4 本システムは無料でご利用いただけますが、受信に必要な機器、維持費用等については、ご利用者様の負担となります。

【窓口】

川口市役所危機管理課管理係 （電話）048-242-6358

生活サポート事業



【担当窓口 障害福祉課】

市に登録した民間福祉団体が、障害児（者）の一時預かり、派遣による介護や外出の付き添いなど、本人や家族の必要としているサービスを時間単位で提供する事業です。

【利用対象者】

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する者で、市長の登録を受けたかた

- 1 身体障害者手帳の交付を受けているかた
- 2 療育手帳の交付を受けているかた
- 3 知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害者と判定されたかた
- 4 医師により発達に障害があると診断されたかた
- 5 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた
- 6 障害者総合支援法第4条に定める治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であるかた（児童福祉法第4条第2項に定める児童を含む）

※利用には、会員登録が必要になります。

【サービス内容】

- 1 一時預かり
障害児（者）のかたをサービス提供団体の活動場所で一定時間預かる。
- 2 派遣による介護サービス
障害児（者）のかたの自宅等で一定時間介護にあたる。

3 送迎サービス

特別支援学校、作業所の一時的な送り迎えなど。

4 外出援助サービス

障害児(者)のかたと外出し援助する。

※上記4つのサービス内容は、障害者総合支援法における法定サービス事業（居宅介護サービス・行動援護サービス等）や地域生活支援事業の対象となる利用については、これらのサービスが優先します。

【川口市障害児（者）生活サポート事業団体登録一覧】

（令和5年10月現在）

登録番号	事業者内容			
1	所在地	334-0059 川口市安行 1132		048-291-5047
	団体名	(福) めだかすとりのむ チャレンジサポートめだか		
	サービス		派遣介護	外出援助
	利用料	900円/1時間		
2	所在地	334-0061 川口市新堀 50-2		048-282-8691
	団体名	(NPO) ケアたつ		
	サービス	一時預かり	移送サービス	派遣介護 外出援助
	利用料	950円/1時間		
3	所在地	340-0031 草加市新里町 172-7		048-920-5252
	団体名	高齢者・心身障がい者支援施設すみれ		
	サービス	一時預かり	移送サービス	外出援助
	利用料	950円/1時間		
4	所在地	349-0217 白岡市小久喜 450		0480-93-1101
	団体名	生活サポートセンターたいよう		
	サービス		移送サービス	派遣介護 外出援助
	利用料	950円/1時間		
5	所在地	336-0015 さいたま市南区太田窪 3501-2		048-813-7426
	団体名	(福) さくら草 アシストさくら草		
	サービス	一時預かり	移送サービス	外出援助
	利用料	940円/1時間		
6	所在地	334-0056 川口市峯 1298-15		048-291-5312
	団体名	(NPO) 地域福祉研究会 障害児・者生活サポート事業「さくら」		
	サービス	一時預かり	移送サービス	派遣介護 外出援助
	利用料	950円/1時間		
7	所在地	330-0065 さいたま市浦和区神明 2-14-5		048-824-8141
	団体名	(NPO) ビーポップ		
	サービス	一時預かり	移送サービス	外出援助
	利用料	950円/1時間		
8	所在地	333-0801 川口市東川口 4-8-14		048-295-2839
	団体名	東川口福祉ステーション		
	サービス	一時預かり	移送サービス	派遣介護 外出援助
	利用料	950円/1時間		
9	所在地	336-0024 さいたま市南区根岸 3-8-14		048-837-4546
	団体名	(NPO) ともに生きる会		
	サービス	一時預かり	移送サービス	派遣介護 外出援助
	利用料	950円/1時間		

登録番号	事業者内容				
10	所在地	369-0136 鴻巣市吹上富士見 1-9-8-4			048-598-4294
	団体名	居宅介護事業所 風の街			
	サービス	一時預かり	移送サービス	派遣介護	外出援助
	利用料	950円/1時間			
11	所在地	333-0844 川口市上青木 2-23-2			048-262-3672
	団体名	(NPO) 晴風			
	サービス	一時預かり	移送サービス	派遣介護	外出援助
	利用料	950円/1時間			
12	所在地	344-0051 春日部市中央 1-19-6			048-763-4099
	団体名	サポートハウスともに			
	サービス	一時預かり	移送サービス	派遣介護	外出援助
	利用料	950円/1時間			
13	所在地	368-0032 秩父市熊木町 12-21			0494-21-7171
	団体名	ちちぶわくわくクラブ			
	サービス	一時預かり	移送サービス		外出援助
	利用料	950円/1時間			
14	所在地	343-0031 越谷市大里 729-1			048-984-7000
	団体名	社会福祉法人 天恵園			
	サービス	一時預かり	移送サービス	派遣介護	外出援助
	利用料	950円/1時間			
15	所在地	369-1236 寄居町金尾 1052			048-581-7551
	団体名	特定非営利活動法人 緑と文化と福祉の街			
	サービス	一時預かり	移送サービス		外出援助
	利用料	950円/1時間			
16	所在地	340-0013 草加市松江 4-1-1			048-934-9351
	団体名	こども支援ポム草加まつなみき園			
	サービス	一時預かり	移送サービス	派遣介護	外出援助
	利用料	950円/1時間			

【利用料金等】

- 利用時間 年間150時間まで（4月1日～翌年3月31日まで12ヶ月間利用する場合）
※年度途中から利用する場合は、月数に12.5時間をかけた時間数となります。
[例] 7月1日から利用する場合：9ヶ月(7/1～3/31)×12.5=112.5≒113時間
- 基本料金 1時間950円
※各事業所によって金額が異なりますので事業所にご確認ください。

川口市障害者短期入所施設しらゆりの家



在宅の障害者の日常生活支援として、緊急等の短期入所（ショートステイ）を行います。

【定員】 10名

【対象者】 障害福祉サービス受給者証の交付を受けており、短期入所の支給決定を受けているかた

【日数】 障害福祉サービス受給者証に記載の日数

【費用負担】 原則一割負担、食事代あり

【窓口】 しらゆりの家…〒332-0001 川口市朝日 3-16-14

(電話) 048-299-4741 (FAX) 048-299-4742

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう 障害者差別解消法

たんとうまどぐち しょうがいふくしか
【担当窓口 障害福祉課】

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)は、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めることにより、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

詳しくは、内閣府のホームページをご覧ください。

【内閣府ホームページ】 <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>



	ふとう さべつてきとりあつかい 不当な差別的取扱い	しょうがいしゃ ごうりてきはいりよ 障害者への合理的配慮
くに ぎょうせいきかん ちほうこうきょうだんたい 国の行政機関・地方公共団体など (役所)	きんし 禁止 (してはいけない)	ほうてきぎむ 法的義務 (しなければならない)
みんかんじぎょうしゃ 民間事業者 (会社・お店など)	きんし 禁止 (してはいけない)	ほうてきぎむ 法的義務 (しなければならない)

※民間事業者には個人事業者、NPOなどの非営利事業者も含まれます。

※令和6年4月1日から、事業所による障害がある人への合理的配慮の提供が努力義務から法的義務へと改正されます。

【「不当な差別的取扱いの禁止」とは?】

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社・お店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

【「合理的配慮の提供」とは?】

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社・お店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者に対しては、対応に努めること)を求めています。

あいサポート運動

【担当窓口 障害福祉課】

誰もが、様々な障害の特性、障害のあるかたが困っていること、障害のあるかたへの必要な配慮などを理解して、障害のあるかたに対してちょっとした手助けや配慮などを実践することにより、障害のあるかたが暮らしやすい地域社会（共生社会）を実現することを目的とした運動です。



あいサポート運動シンボルマーク

川口市成年後見センター 知 精

知的障害や精神障害、認知症などにより判断能力が十分ではない方の財産や権利を守るため、「成年後見制度」が円滑に利用できるよう支援します。

【事業内容】

成年後見制度に関する相談と申立の支援
成年後見制度の普及・啓発
市民後見人の養成に関すること

【費用】 無料

【窓口】

川口市成年後見センター…〒332-0031 川口市青木3-3-1 青木会館内
(電話) 048-240-0410 (FAX) 048-240-0411

川口市社会福祉協議会（川口市社協）会員制度

川口市社協では、子育て中のかた、ご高齢のかた、障害のあるかたなどへの福祉サービスや相談支援、ボランティアや小地域福祉活動の推進など、様々な福祉事業を展開しています。

川口市社協の会員制度は、社協の活動をご理解いただいたうえで、会費というかたちで、福祉活動に参加・協力していただく助けあいの制度です。川口市社協では、地域の皆さまの支え合いや助け合いによる、「誰もがあんしんして暮らせる福祉のまちづくり」を目指していますので、ご協力をお願いします。

【会員の種類・会費】 ※年度制

個人会員…1口1,000円 施設・団体会員…1口2,000円
賛助会員…1口5,000円

【窓口】

川口市社会福祉協議会…〒332-0031 川口市青木3-3-1 青木会館内
(電話) 048-252-1294 (FAX) 048-240-0174

※その他、ボランティアセンター、やすらぎ会館、支所、市役所福祉部各課等でご加入いただけます。

住民参加型福祉サービス 身 知 精 難

川口市社協では、少子高齢社会の中で「誰もがあんしんして暮らせる福祉のまちづくり」を目指す住民の参加と協力による助け合いの制度として、住民参加型福祉サービスを実施しています。

1 家事援助サービス

家事を行うことが困難になり、介護保険などの公的サービスや家族などからの支援も受けられないかた。また、18歳未満の就学中の子どもが日常的に家事を行っている世帯を対象に、地域の協力員がご自宅に訪問し、家事などを有料で行います。

※このサービスは、地域の住民同士による助け合い活動です。

【サービス内容】

- ①家事（掃除、洗濯、買い物、調理）
- ②通院・外出の付き添い（安定した自立歩行が可能なかた）
- ③訪問見守りサービス（協力員が定期的に訪問し、玄関先で安否確認をします）

【対象者】

高齢者、障害者、傷病者、妊娠中、おおむね3歳までのお子さんがいるかた

※③のみ福祉サービス利用のない75歳以上の単身世帯のかた、または障害者手帳を取得している単身世帯のかた

【利用料金】

活動30分ごとに350円、事務手数料月額200円

※料金は利用翌月に利用者指定口座から引き落とし

【利用日時】

月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）、午前9時～午後5時

【申請方法】

電話連絡のうえ、担当職員がご自宅を訪問し、活動内容の確認および申請手続きを行います。

※原則、利用者と同一地域に住んでいる協力員の派遣となりますので、協力員が不足している地域では、派遣できない場合があります。

2 ちょこっと困りごとサポート

高齢者や障害者の日常生活のちょっとした困りごとを、地域の協力員がご自宅に訪問し、有料でサービスを行います。

※このサービスは、地域の住民同士による助け合い活動です。

【サービス内容】

30分以内でできる簡単な作業（例）電球交換、荷物の上げ下ろしなど

※専門性や継続性がある作業は行いません。

【対象者】

- ①おおむね65歳以上の単身または高齢者のみ世帯のかた
- ②障害者手帳を取得している単身または障害者のみ世帯のかた
- ③高齢者と障害者のみ世帯のかた

【利用料金】

1回350円（サービス実施中に生じた経費は利用者の自己負担）

【利用日時】

月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）、午前9時～午後5時

【申請方法】

電話連絡のうえ、担当職員がご自宅を訪問し、活動内容の確認および申請手続きを行います。

※原則、利用者と同一地域に住んでいる協力員の派遣となりますので、協力員が不足している地域では、派遣できない場合があります。

3 食事サービス

食事の支度が困難になり、家族などからの支援も受けられないかた。また、18歳未満の就学中の子どもが日常的に家事を行っている世帯を対象に、健康維持に必要な栄養バランスのとれたお昼のお弁当をお届けします。手渡しによる安否確認を行います。

【対象者】

高齢者、障害者、傷病者、産前・産後のかた

【利用料金】

1食 平日：500円 祝日：530円

【利用日時】

月曜～土曜日(祝日・年末年始を含む)

※午前9時30分～12時の間にお届けします。配達時間の指定はできません。

【申請方法】

電話連絡のうえ、担当職員がご自宅を訪問し、身体状況の確認および申請手続きを行います。

※ご飯をお粥にしたり、おかずを刻むことは可能です。

※特定の病気に対応した療養食は取り扱っていません。

4 車いす貸出サービス

高齢者や障害者、傷病などで外出が困難になり、在宅生活で一時的に車いすを必要とするかたに、車いす(自走型、介助型、子ども用)を貸し出します。

※介護保険などの公的サービスにより車いすのレンタルなどができるかたは利用できません。

【利用料金】

1カ月以内無料、2カ月目以降月額200円

【利用期間】

最長3カ月間

【貸出場所】

青木会館(川口市青木3-3-1)月曜～金曜日(祝日は除く)

やすらぎ会館(川口市南鳩ヶ谷6-8-16)月曜～土曜日(祝日は除く)

【利用方法】

上記の貸出窓口にて申請書をご記入ください。

※在庫状況によっては貸し出しが行えない場合があります。お電話でご確認のうえ窓口にお越しください。(予約制ではありません)

※車いすの運搬は行いませんので、ご自身でお持ち帰りください。

※車いすの返却に限り、1回1,000円で職員がご自宅に訪問し、車いすを引き取ります。

5 車いすステーション

短期間で車いすの貸し出しが必要なかたに対し、より身近な地域で利用できるよう、車いすステーションにて車いすを貸し出します。

【利用料金】

無料

【利用期間】

1週間以内

※1週間以上車いすが必要な場合は青木会館またはやすらぎ会館にて貸し出します。

【貸出場所】

市内20カ所（令和6年1月現在）

※詳細については社協（福祉支援課）へお問い合わせください。

【利用方法】

貸出場所にて、申請書をご記入ください。

※車いすの運搬は行いませんので、ご自身でお持ち帰りください。

※在庫状況によっては貸し出しが行えない場合があります。お電話でご確認のうえ窓口にお越しください。

6 福祉車両貸出サービス

常時車いすを使用しているかたなどに、車いすのまま乗り降りできるスロープ式の福祉車両を貸し出します。

【車種】

① フリード（普） ② AZワゴン（軽） ③ N-BOX（軽）

【対象者】

高齢者や障害者で常時車いすを使用し、移動に車両を必要とするかた

【登録料】

1,000円（年度初回のみ）

※4月1日から翌年3月31日を基準とし、年度ごとに登録が必要です。

※窓口で利用登録申請をしてください。

※運転免許証を確認し、利用登録料をお支払いいただきます。

【使用料】

無料

※ガソリン、駐車場、有料道路などの費用は自己負担となります。

※最長3日間まで（月4回まで利用可能）

※運転者や介護者は利用者で確保してください。電動車いすやリクライニング式の車いすなどの利用はできません。

※車両の引き渡しは土曜日も可能です。事前にご相談ください。

住民参加型福祉サービス 1～6

【窓口】

川口市社会福祉協議会…〒332-0031 川口市青木3-3-1 青木会館内
（電話）048-252-1294 （FAX）048-256-4344